

平成23年第6回定例会

斑鳩町議会会議録

平成23年12月9日

午前9時00分開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（14名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	紀良治	7番	嶋田善行
8番	小野隆雄	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員（1名）

4番 吉野俊明

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一

都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田眞規
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

なお、吉野議員から欠席の通告を受けております。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに8番、小野議員の一般質問をお受けいたします。8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） おはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問をしていきます。

まず、自治会活動への支援について、その①として、自治会活動に対する実態把握と認識を問うとの質問ですが、自治会活動とは良好な地域社会の維持及び形成に資する活動、また住民が自主的に組織して活動するものであって、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされることはないとされております。

そこで、自治会活動に対する実態把握と認識をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 自治会活動に対する実態把握と認識でございます。

まず、自治会活動に対します実態把握につきましては、昨年11月に自治会活動についてのアンケートを実施し、自治会の活動内容、役員を選出方法や任期、集会所等に関することについて調査を行っております。主なアンケート結果といたしまして、役員任期については約6割が1年交代であることや、役員を選出方法としては約8割が輪番制で行ってられること。活動内容としては、自治会内の清掃活動は約9割の自治会が、また防災訓練等につきましても約5割の自治会が取り組んでおられることなどがわかったほか、アンケートの自由意見欄では自治会離れについて、また役員選出方法について、役員の任期についてなど、さまざまな意見が記載をされておりました。

町といたしましては、自治会が活動面でさまざまな課題に悩んだり、ご苦労されていることは承知をしているところでございますが、地域コミュニティとしての自治会の役割は大変重要であり、自治会を活性化させることが必要であると認識をしておりますことから、自治会の重要性のPRや地域のきずなの大切さを啓発するとともに、自治会活動への支援に取り組んでいるところでございます。ただ、自治会はいくまで任意の団体であり、その加入につ

いても住民の意志に基づくものでございますから、町から強制的に加入の促進は図れないのが現状であります。

しかしながら、東日本大震災を機に、地域のつながりの大切さが叫ばれておりますように、自治会活動は災害時での対応のとき、安全・安心のまちづくりに欠かせないものであることから、今後とも広報等でコミュニティの重要性や自治会の加入促進のPRに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 自治会離れということは、どこの自治会でも大変深刻な課題のひとつですが、災害発生時での地域のつながりが大切との報道も盛んにされていることから、町としても地域自治会への入会をさらに勧めていただけるようお願いして、次に、斑鳩町自治会連合会への関わりを問うとの質問ですが、自治会連合会の規約に「事務所を総務課に置く」となっておりますが、自治会連合会への関わり方をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 自治会連合会への関わり方でございます。

自治会は地域コミュニティの核となる大変重要な住民団体であり、そのコミュニティ活動を支援し、活性化させるために町総務課が事務局として自治会連合会の運営や活動をサポートしております。

自治会連合会は、自治会相互の連携と自治会長同士の親睦を図るとともに住民の意見、要望を積極的に行政へ反映させ、もって地域福祉の向上に寄与することを目的としており、町といたしましても自治会同士の交流を図ることで、お互いに助け合う地域コミュニティづくりがより一層促進されるものと考えております。

また、自治会連合会では、ことしの2月に自治会連合会懇談会を実施され、その中で積極的に活動されている自治会に事例発表をしていただいたところでもございまして、参加された方から今後の自治会活動をしていく上で参考になったとの声もいただいております。

このような自治会連合会での取り組みに対しまして、今後とも事務局としてかかわってまいりたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 私も、自治会長としてその懇談会に参加して、事例発表、それは大変参考になり感謝しております。先ほどのアンケート調査やこの懇談会は、初めての試みとお聞きしておりますが、それでは自治会連合会の設立の経緯と加入の状況をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 自治会連合会の設立の経緯と加入の状況でございますが、まず、自治会連合会の設立の経緯につきましては、過去の詳しい経緯については不明でございますが、連合会の規約が昭和48年5月25日に施行をしていることから、このときに自治会が相互に連携、親睦を深める目的で自治会連合会が設立され、当時は全自治会が加入されていたものと考えられます。次に、現在の加入状況といたしましては、自治会連合会に加入されている自治会が113、連合会に加入されていない自治会が46、合わせて159の自治会がございます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 町内159の自治会のうち46自治会が未入会ということは、約29%の自治会が連合会に加入していないということになりますが、これでは自治会同士互いに助け合う地域コミュニティづくりもなかなか構築しがたいのではないかと思います。それでは、新しく自治会が構成されたときには、町はどのように対応していくのか。また、自治会連合会の未加入自治会がふえている現状、この背景を町はどのように認識しているのかお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） まず、新しく自治会を設立されます際には、自治会の設立届を提出していただいております。その届出書の中に自治会連合会に加入されるのかどうかを記載していただいております。

また、未加入自治会の町の認識でございますけれども、町といたしましては提出時に連合会に加入の働きかけを行っておりますが、必ずしも自治会連合会加入の意思を示されない自治会がふえているのが現状でございます。未加入自治会がふえている背景といたしましては、例えば高齢者のみの自治会などで、他の自治会との連携を図ることが難しいことから、自治会連合会から退会されて単独で活動されていくケースや、開発等で新たに設立された自治会が少ない世帯数だけで活動をされておられるケースなど、小さなコミュニティの規模での活動を望まれる自治会がふえていることなどが、未加入自治会がふえている背景にあると考えております。

町といたしましては、自治会間で交流・連携をしていただくことの必要性など、今後も自治会連合会のメリットについてPRをしてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは、例えば防犯灯の維持管理補助金など、これらについて加入自治会とそれと未加入自治会、その間にはどのような違いがあるのかお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 防犯灯維持管理補助金や資源物指定袋配布手数料につきましては、連合会未加入の自治会に対しても補助を行っております。また、町からの情報伝達としまして、回覧物の配布も自治会連合会加入自治会と同様に行っておりますが、自治会文具料につきましては住民と町行政との連絡調整及び自治会相互の連携を図るために対応しており、自治会連合会に入っておられる自治会長のみを対象とさせていただいております。先ほども申しあげましたように、自治会連合会の中で自治会同士の交流を図ることでお互いに助け合う地域コミュニティづくりがより一層促進されることから、今後も自治会連合会にご加入いただけるよう連合会加入のメリットについてPRをしてみたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 自治会文具料については、これの趣旨が連携を図るためということですので、連合会に加入しておらなかったらやはりそれは出せないというんですか、表現は適当でないかわかりませんがそういうことなのかなと思いますし、この文具料については交付対象団体として連合会加入自治会だけと要綱にも規定されていることから、より一層こういうものもありますということも加えて勧誘をしていただけることを期待して、次の質問に移ります。

その③として、地縁団体設立への対応を問うとの質問ですが、集会所等を拠点として自治会活動の活性化を図っておられる自治会もたくさんふえてきております。しかし、その自治会の財産である集会所等を登記されていない自治会も見受けられておりますが、平成3年に法整備された地縁団体設立への対応、町としての取り組みをお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 地縁団体設立への対応でございます。

地縁団体設立への対応につきましては、以前より自治会連合会総会などの機会を利用させていただきましてPRに努めてきたところでございます。

地縁団体の意義について少し述べたいと思いますが、地縁団体につきましては、かつて自治会等が権利能力なき社団と位置づけられ、団体名義では不動産登記ができませんでしたので、不動産等の資産を保有している場合、自治会長などの個人名で不動産登記を行っておられました。しかし、こうした個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより自治会等の

構成員でなくなった場合に名義の変更や相続などの問題を生じることとなることから、平成3年、地方自治法が改正され、地方自治法第260条の2において市町村長の許可により自治会長等が一定の手続きのもとに認可地縁団体として法人格を取得できる規定が盛り込まれました。この手続きを経て法人格を取得されますと、不動産等を自治会名義で保有し登記ができるようになるというものでございます。

町の対応でございますけども、町といたしましても法改正の趣旨に鑑み、適正な財産管理を行っていただくために、この制度の周知が必要と考えていることから、ことしの9月に実施いたしました自治会連合会の視察研修の資料においても、自治会の法人化についての啓発を行ったところであり、今後もさまざまな機会を通じまして啓発を行い、地縁団体の設立をお願いしてまいりたい、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 地縁団体設立については、単に自治会の適正な財産管理の効果それだけではなく、自治会会則等の整備も必要であって、円滑な自治会運営に寄与して輪番制の役員にとっても自治会活動のさらなる活性化を図られることだと思っております。また今回、地域集会所施設整備費補助金交付要綱を見直されておりますが、この際、集会所等の登記を交付するときの義務づけというんですか、条件にされて、その補助金交付物件の対象物件の明確化を図る、これは行政として当然のことだと私は思っておりますが、地縁団体の設立を促進されることを強く提案したいと思うんですが、このことについて副町長、いかがお考えですか。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今、総務部長が申しあげましたように、地縁団体設立の趣旨がございます。やはりそういう趣旨を鑑みながら、今回、今ありますこの集会所補助金の要綱についての改正についても、いろいろな方面から検討を加えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは、次に街区基準点等について。

その①として、町内に設置されている街区基準点等の状況と認識をお示しくください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 町内に設置されております街区基準点の状況と認識でございます。

街区基準点については、国土交通省において全国の都市部における地籍調査を推進するた

めの基礎的データを整備するために行われた都市再生街区基本調査の成果品で、人口集中地区、いわゆるD I D区域のうち、地籍調査が未了の地域を対象に、平成16年度から3ヶ年かけて実施をされました。平成18年度末に、これらの成果品の移管を受け、平成19年4月2日から町が街区基準点の管理を行っているところでございます。設置をされました街区基準点のうち、街区三角点については、測量法による公共測量2級基準点相当とされており、約500メートル間隔で11点設置をされているところであります。また、街区多角点についても公共測量3級基準点相当とされており、約200メートル間隔で72点設置をされているところであります。それぞれの点は精度の高い世界測地系の座標でありますことから、公共事業のみならず、民間事業においても使用される重要な点と認識しており、斑鳩町街区基準点管理保全要綱を平成19年4月2日に施行し、この要綱に基づき管理を行っているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは、これら街区基準点等は公共事業や民間事業で具体的にどのように利用されているのかお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 街区基準点の利用でございますが、街区基準点は公共事業では下水道事業や道路等の整備に伴う分筆をはじめとした登記業務などに、民間事業では開発事業などで利用をされております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） この街区基準点は世界測地系の座標であることから、万が一の大規模災害での対応も可能となっておりますが、次に街区基準点等の保存状況と管理方法をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 街区基準点の保存状況と管理方法でございます。

街区基準点につきましては、先ほど申しあげましたとおり、平成19年4月2日に施行いたしました斑鳩町街区基準点管理保全要綱に基づき管理を行っているところであります。

要綱では、街区三角点及び街区多角点のそれぞれ、2級基準点及び3級基準点相当程度の基準点で永久標識を設置したものを街区基準点と定義をしており、これらに該当する場合について手続きを行っていただくことになっております。街区基準点を使用する場合は、その使用者に町へ申請をしていただき、使用の承認を受けて使用をしていただき、使用後には使

用報告書により使用結果を報告していただくこととなっております。

また、奈良県土地家屋調査士会の会員におかれましては、街区基準点包括承認申請を行っていただくことにより承認を行うことができることとし、使用后1カ月以内に使用報告書を提出していただくことで使用ができるようになっております。この使用報告書によりまして、専門家により基準点を使用していただくことで、その精度が確認されたということになり、適正な管理が保たれていると考えております。

さらに街区基準点の付近で街区基準点の効用に支障をきたすおそれがある工事等を施工される場合には、あらかじめ工事施工の届出書を提出していただくとともに、街区基準点の保全に必要な措置を講じていただくなど、その対応を行っていただいているところでございます。万が一、街区基準点の効用に支障をきたした場合には、その原因者において機能の回復をしていただくことも定めているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今、この議場におられる方、ちょっとおかしいなあとは思っていただいたこともあると思うんですが。私は今まで、街区基準点等ということをしあげてきておりましたが、部長は街区基準点に関連しての答弁をいただいております。それは、街区基準点に関連する補助点や節点を含めて私は質問しておりました。ということは、その制度では街区基準点と要綱で規定されているのは先ほど部長の答弁にもありましたとおり、街区三角点及び街区多角点についての状況と管理方法、それをお答えいただいておりますので、このやりとりは正しいものだと私は思っておりますが。答弁としてはそういう形になってくるんだと思いますが、先ほどからの答弁の中にも街区三角点、街区多角点というのは、200メートルピッチと、そういうふうになっておりまして、実務的には一番使っている頻度の高いのは節点、補助点とかいうものであって、これは要綱では管理する必要はないと、そのようになっております。だけど、この街区基準点を設置する目的である地籍調査でやはり一番使用するその補助点や節点、これが紛失しておりますと実務的にも経済的にもいろんな必要が、必要な経費がかかってくるということになってきますので、確かに要綱では保存する必要はない、管理する必要はないとなっておりますが、私は提案したいと思うのは余りにも工事等でこの大事な町の財産であります節点、それから補助点を破損することなく、補助点やその節点も、町の財産としての観点からその保全に必要な措置を講じてしていただきたいと、そのように思っております。このことについても副町長の所見をお伺いしたいとこのように思います。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今、節点等についての管理のお尋ねでございます。

これにつきまして、やはり各市町村、その管理について要綱は定めております。ただ、今、質問者が申しあげられましたように、いろいろな効用もございます。そうした中で、やはり大きな市、奈良市、郡山市、生駒市等々、また近隣市町村の把握の管理状況、またその管理状況についても調べさせていただきたいと思っております。また、町が工事するにおいて、また歩道等の工事において、それを痛めた場合のその復元策についてもちょっと調べさせていただいて、研究をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今、私はあえて副町長の見解、所見をお伺いいたしたいということなのですが、実は副町長もご存じのとおり、私は先日の、私が所属してる建設水道常任委員会で舗装工事についてとか工事について、余りにもこの節点というものに対して安易に取り扱ってるんじゃないかなという意味で質問させていただきました。それは当然、建設とか下水のほうの担当者としては要綱にないことですからという意味もありましたので、私はあえてそのときにも一般質問という形でとらせていただくと。というのは、管理をしているのは企画財政課でありますし、やはり今、急に副町長ふられたのでちょっと驚いておられたんかなと思っておりますが、近隣のやり方というものについては、私は存じておりません。そして、近隣も確かにこの節点については管理する必要ないと。精度的にも余りいいことないという見方なんですね。それと、打ってる場所が舗装の上にある。というのは測量する上で一番見やすい場所に打ってるんですね。ということは、地籍調査で200メートルも道を離れている所からその点をひっぱってくること自体が、本来は測量の精度からいけば余りよくないんです。短い50メートル単位ぐらいのそういう単位、基準点を利用するのがいいんです。それで、地籍調査をする場合にはどうしても短いのが有効になってくると思います。それで、この設営するときに測量会社がその精度も保持しながら、もちろん保持しなかったらできないことですからやって打ってがあるのが永久標識ではないピンです。国土交通省という名目も入ってると思うんですが。やはり自分から見れば、そうして国土交通省ということは税金を使って打ってる、そういう基準点だと。同じとこの測量の中に入ってる、精度的にも入ってるものであるから、余りにも安易にそれは要綱上守ることがしなくてもいいんだからということじゃなくて、自然に摩耗して紛失する場合、それもあると思うんです。だけど、道路工事、そのときには前もってそのデータをとっておく。その気まま、こういうことを言ったら失礼

ですが、土木工事の形もすべて光波とかそういう機械をもっておられますので、そういう管理をしていただいている、復元を義務づけておくと。そしてその、復元された点が仮に誤差があっても、それは測量する人間が修正していただくだけで、あるとないとでいろいろやっばり違うことが出てくると思うんです。だから、これからの工事の発注については、その地域に節点がある場所は、財政課ではすべてわかりますので、ないときにいろいろと協議してもらって、その節点を保持する、そういう項目もぜひとも加えていってほしいということをご提案しておきますので、近隣の市町村ではそういうことまでしてないのは多いんじゃないかなということもあります。だから、そういうことでいろいろ市町村へ働きかけてる方もいるのかなと思いますが、私は幸いにも斑鳩町議会議員ですので、そういう意味でもこの一般質問という形で財産を守ってほしい、ということをお願いしておきます。

それでは、次の質問に移ります。各入札の執行について。

その①として、今までの低入札価格調査の実施状況をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今までの低入札価格調査の実施状況でございます。

まず、低入札価格調査制度について少し述べさせていただきたいと思っております。低入札価格制度とは、ダンピング受注による工事品質の低下や下請業者へのしわ寄せが懸念されますため、適正な施工の確保を図り、ダンピング受注を排除することを目的とした制度であります。具体的には、予定価格の範囲内で最低の価格で入札したものの、入札価格は調査基準価格を下回った場合には落札決定者はこれをし、この価格で入札した根拠を示す提出を求め、その契約の内容に適合した履行ができるか否かについて書類審査及びヒアリング調査を実施し、調査の結果、契約内容に適合した履行ができると認められた場合には調査対象者を落札者と決定するが、契約内容に適合した履行ができない場合には排除をするものである。本町では、平成12年11月に公布をされました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を受けまして、平成13年10月1日に「低入札価格調査制度に係る事務取扱要領」を制定し、この制度を運用しております。

ご質問の本町におけます低入札価格調査の実施状況についてでございますが、年度別、工事別に申しあげますと、平成18年度からでございますが、平成18年度における調査件数は公共下水道工事で仮契約中に指名停止措置を行った入札案件2件を含め、計4件で、このうち1件が調査を辞退したことから失格としまして、次順位者を調査し、落札者としております。平成19年度における調査件数は公共下水道工事の1件で、調査の結果、落札者とし

ております。平成20年度における調査件数は、機械揚水整備工事の1件で、調査の結果、落札者としております。平成21年度における調査件数は、校舎耐震補強工事で1件、公共下水道工事で4件の計5件で、校舎耐震補強工事については調査の結果、落札者としております。また公共下水道工事では調査の結果、4件のうち3件について契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたために次の順位者を落札者としております。平成22年度における調査件数は、公共下水道工事で1件、舗装工事で1件、健民運動場整備工事で1件の計3件で、調査の結果、3件とも落札者としております。以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） いろいろ詳細にわたって報告していただきましたが、その中で、平成18年度の調査における辞退。調査における辞退ということですので、それがちょっと何かどのようなことがあったのか、具体的にお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 平成18年度の調査における辞退でございますけども、この低入札価格調査制度においては、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者の入札価格が調査基準価格を下回った場合には、落札決定者を保留し、この価格で入札した根拠を示す提出を求め、その契約の内容に適合した履行ができるか否かについて書類審査及びヒアリング調査を実施いたします。この調査対象者は、本町の求める関係書類を所定の期日までに提出するとともに、ヒアリング調査に応じなければなりません。この18年度の辞退につきましては、調査対象者がほかの自治体において談合疑惑の報道がございまして、自主的に辞退をしたものであり、失格とさせていただいたものでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは、同じく平成21年度の調査において、落札者としなかった公共下水道工事3件はどのような理由で落札者としなかったのかお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） ご質問の平成21年度の公共下水道工事3件は、いずれも同じ業者が調査基準価格を下回る入札価格で最低価格入札者となったものでございます。低入札価格調査を行いました結果、配置予定技術者について土木工事に必要な資格を有していなかったこと、また提出された工事費の内訳書の算出根拠が適正でなかったことなどの理由により契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたために落札者としなかったものでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） この低入札価格調査というものにはいろいろな項目が設けられておりまして、いろいろやっけていただいているということで、その中でどうしてもこういうことで落札者として決定できなかつた、しなかつたということで、よく調査していただいているなと思うんですが、なかなか今の工事については、下請業者を泣かせてまでということで、そういう項目もあるんですが、その調査はなかなか難しいと思いますが、しっかりとそういう粗悪な工事にならないように見ていっていただきたいなど、そのように思います。

それでは、その②として、入札結果に記載されている予定価格等について問うとの質問ですが、入札結果に記載されている辞退や無効、失格などについて、その内容をお示しく下さい。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 入札結果に記載されております「辞退」や「無効」、「失格」の内容でございます。

まずはじめに、入札結果における「辞退」についてでございますけれども、入札に参加する、しないということは、各業者がそれぞれの判断で行われることございまして、入札を辞退した場合にはその旨を記載をさせていただいているところでございます。

次に「無効」や「失格」についてであります。まず「無効」につきましては、例えば入札書に記名・押印を欠く入札。入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札。同一入札者がなした2以上の入札。入札金額の訂正もしくは判断がしがたいと認められる入札。また事前に公表している予定価格を超える入札。入札に際して公正な入札を害する行為をなした者の入札。入札に関し連合等の不正行為をした者の入札、などを「無効」としているところでございます。

また、「失格」につきましては、失格基準価格未満の価格を入札した者。また、低入札価格調査におけるヒアリング調査に応じない場合や、資料が提出されない場合などを「失格」とさせていただいております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 入札に参加する、しないということは、各業者のそれぞれの判断で行われるところであるという答弁ですが、私は入札制度というか、入札に参加するという意思表示、例えばその指名願等の申し入れがあつて発注者側から入札の参加するかしないかとか、いろんな情報を提供されるんだと思うんですが。その入札業者がそうして決まっていって、

その段階で「いや、もうこの仕事は要りませんねん」ということを言われるということは、やはり指名願を出してるのに一応発注者側との間の約束ごとというんですか、この工事、例えば工事なんですけど、工事を私どもでは幾らぐらいでやろうとしていると、それについて願ひも出てることだから入札に参加してくださいというのは、競争原理を働かすためにできるだけたくさんのその業者を呼んでいくわけなんですけど。その段階で辞退ということになったら、やはりその業者に対しては、次はもうそしたら同じような仕事は出さないでおきますよというようなペナルティですかね、そういうものを課されてもいいんかなあとっておるんですけど、結果で何回も辞退されてても、また入札の結果に出てきてる業者もあるように思います。その点は、やはりどういうことを考えていったらよろしいんですか、お示し願ひたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 入札を辞退された場合でございますけども、これにつきましては平成3年3月13日に採択をされました中央公共工事契約制度運用協議会における「公共工事における入札辞退の自由の明確化に関する申し合わせ」により、「指名を受けた者が入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退できること。また、入札を辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではないこと」、とされており、本町におきましては入札を辞退されましてもペナルティは課していないところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 役所の考えることはちょっと、一般の商売人とかいうのはちょっと理解できないところもありますし、いろんな理由で辞退されていることも救済しなければいけないということもあると思いますが、やはり入札には最初5社を選定しておいて案内を出す。その中で、4社が辞退された場合は1社の応札だけで、それは果たして競争原理を働かせたものかということも一応クエスチョンという形になってきていると思うんですけど。ペナルティはさておいて、その入札辞退がやはり有効かどうかということもやっぱり精査していくことがこれからも必要かなと思うんですけど、そのことはまたのときの議論ということにさせていただきたいなと思っております。

それでは、次に失格基準価格、これについてその導入経緯などをお示しください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 失格基準価格についての導入の経緯等でございます。

適正な施工への懸念がある企業を適切に排除をする観点から、失格基準価格未満の入札を行った者を契約の内容に適合した履行はされないおそれがあると認めて失格とするものであります。自治体において極端な低入札が生じます中、国から適正価格の確保、工事の質の確保や下請け保護の観点から積極的に失格基準価格を導入していくようにとの通知があり、平成20年6月23日から本町で失格基準価格を導入したところでございます。

また、価格の算定式等でございます。その設定につきましては、国の基準に基づき予定価格算出の基礎となった直接工事費に100分の75を乗じて得た額。共通仮設費に100分の75を乗じて得た額。現場管理費に100分の80を乗じて得た額及び一般管理費に100分の30を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額としております。

なお、失格基準価格は事前公表しておりませんが、入札の公表書において失格基準価格を設定している旨を公表するとともに、設計図書等の閲覧時に低入札調査価格制度に係る事務取扱要領を添付しまして、その算定式は公表をしているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今、失格基準価格ということについては、なかなか難しいところというんですか、やっぱり粗悪な工事がこれ以下では無理だということで低入札調査価格というものを設けて、その後やはりこの低入札基準価格という基準を出しておられる。今回、上程されております下水の入札結果を見てもわずか7千円で失格基準価格になって失格されておる業者も見ましたが、やはりシビアに考えていくべきだとそのように思っております。

それでは、最後に予定価格等の事前公表に至った経緯についてお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 予定価格等の事前公表の経緯でございます。

斑鳩町では、入札契約手続きのより一層の透明性、競争性の向上を図りますため、平成11年7月1日から予定価格の事後公表を実施したところであります。

公共工事の調達をめぐる不正行為・不祥事は、公共工事に対する住民の信頼を著しく損なうものであり、全国的に公共工事にまつわる不正行為が後を絶たないことから、平成12年7月1日から競争入札に付する建設工事を対象に予定価格及び指名業者名の事前公表を試行導入いたしました。

その後、斑鳩町建設工事入札及び契約情報等の公表に関する事務処理要領を平成13年4月1日に策定し、入札の公表書において、予定価格、低入札調査基準価格及び競争入札参加者などを事前公表するとともに、低入札調査価格制度を導入していることや、失格基準価格

を設定している旨を公表もしているところでございます。また、事後公表におきましては、入札結果として予定価格、比較価格、低入札調査基準価格、失格基準価格及び競争入札参加者などを公表しているところでございます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） そういうことで、平成11年から予定価格の事後公表を実施されたところ、建設工事の60数パーセントの工事が予定価格の100%で落札されていたように記憶しております。このことでも、私も委員会や一般質問で指摘をして、入札の公正明瞭化を、また不正行為防止のための事前公表に踏み切られたと、そのように私は認識しております。

今ある入札結果について、2年続けて同一業者が100%落札をしている入札があります。この入札は、運転管理業務委託であって、予定価格の事後公表でありますので100%落札もあり得ることなんです。だからその点については、私は何もお話をしようとはしておりませんが、この入札、22年度、23年度のその入札結果を照合しますと、入札者は全く同じ5社、しかも先ほど聞かせてもらいました辞退した2社とも全く同じ2社。2社とも2年間同じように辞退ということで報告いただいております。また、その2年連続100%で落札した業者以外の2社のうち、1社は2年とも同じ金額。その前年度に落札に至らなかった金額をしかも四百何万ですか、上の価格でしておられます。1社は前年度よりまだ100万円高い金額で応札してます。こういうことは、その業者の、私は、資質というんですか、何を考えてくれるんやと。ほんまにその仕事をやりたいのかと。全く疑うような、疑わざるをえないと思うんです。全くこういう入札をやっているということは、何か不自然だなあと、そのように言わざるを得ないと、私は思っております。次年度も同じ業者、この5社を選定されるかどうか。これは、執行側の判断だと思うんですが、やはりこれはどう見ても不自然だなと。その業者の間で何があるんだということも疑わざるを得ないかなと。

それと、この業務委託については、平成21年3月17日に予算常任委員会でもその発注方式、例えば19年度から入札を取り入れられておるんです。それで、平成20年度は随意契約。そのことで、私はそのとき議員と違いますので、同僚議員というのが適当なのかどうか分かりませんが、今の議長の嶋田議員が追及している。だけど、それで慌てて21年の年度途中から入札を何か月間かされた。その後の22年、23年とか、今、私が紹介させていただいたのが入札で成立していく。これらの事例から、私は先ほど事前公表、この事前公表を設けるときのにもいろいろと議論させていただきました。だけど、近隣の市町村ではそういうことはやってないという、先ほどの副町長が管理したらどやという話ですけども、考えて

みますということも言われる、そちらのほうも研究してますという答弁してくれてましたけど、そこら当時、事後公表、そして1年後に事前公表というのは斑鳩町はまったく進んでやっていただいて、私は入札自体がはっきりとした不正行為はないというそれを自信をもって、ほかの自治体にも言うていますが、そういうこともありますので、このように固定された金額だと思うんです。管理委託ですから。これはもう事前公表して公にいろいろなところから入札者を選定して、それで少しでも予定価格より少ない金額でやっていただけるように、いろいろな建設工事だけ、建設工事だけ今、事前公表をされてますが、事前公表していける入札はまだあると思うんです。私は、偶然この入札結果で、例に挙げさせてもらってますが、何もこの入札がどうのこうのじゃないんです。だから、これからいろんな入札、これも言うてみれば2千万円近い委託になりますので、できるだけわかりやすい入札。ほかにも事前公表可能な限り広げていってほしいと思います。そのように思っております。

いずれそのことをお願いして自分の一般質問を終わろうとしてるんですが、副町長、何か回ってくるように思っておられますようなので、副町長、今ここで、もしあれやったらお答え願います。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 確かに建設工事につきましては、導入後、相当経過いたしております。そういう中で設計等もごさいます。委託もごさいます。またその他の管理委託等もごさいますので、やはりこれらにつきましては、各自治体の傾向としては、もう事前公表をする傾向となっておりますので、これにつきましては事前公表する方向で考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 平成11年のときにその事後公表を結果という形で出していただいて、入札の透明性を保つためということで導入されて、私はその1年間で事前公表をしないんだったら、住民のなかで100%というのがやはり、ものすごいアレルギーがあるんですね。

私は何も100%入札が悪いとは言っていないんです。やっぱりそういうものにはその適正な価格ということで100%で落札されるのはいいんですが、その中に不正行為等が含まれてくる可能性があるということで、事前公表をしなければ、しないんだったら事後公表もやめとくと、そのような乱暴な意見も言うたようなこともあるんです。だから、住民の方は、公共工事のことで落札率が下がればそれだけ節約できたんだとか、税金の無駄遣いじゃないというような発言を、皆さん、私もするときもあるかわかりません。だけど、こういう公共

工事については、やはり適正な価格でいい物をつくるというのが当たり前の話で。今、公共下水道工事で低入札調査価格あたりで何回かそういう調査の対象になるということは、私は残念でならないんですよ。それで、まださらに失格価格基準価格で失格されるような入札を大手がしてるということについては、私は憤りさえ思っているんです。

そういうことをいろいろ話しさせていただいて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、8番、小野議員の一般質問は終わりました。

続いて、3番、中川議員の一般質問をお受けいたします。3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目の国道25号の設置についてということで、この質問につきましては6月定例議会で一般質問をさせていただきました。中宮寺前交差点から東向きの中宮寺前バス停までの区間の歩道設置について住民の方から要望を聞かせていただいたわけで、同じ質問をさせていただきました。その時点では、その区間の中に自動車の整備工場を営んでおられる方がおられましたが、今は移転されて今は営業をされてないという状況でありますので、この機会に積極的に努力をしていただきたいという気持ちで、再度質問をさせていただきます。

6月の一般質問の後、今までの半年間の間のその後の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問をいただきました国道25号の中宮寺前交差点から中宮寺前バス停までの区間の歩道設置等につきましては、その後、6月以降でございます。これまで、奈良国道への申し入れも行ってまいりましたところ、現在、当該区間の早期整備を行うということで、国のほうでは予算確保に向けた取り組みを行っていただいているというところがございます。しかしながら、整備時期についてはまだ確定はされていないというところがございますけれども、当該区間につきましては、中宮寺前交差点北東の角で交差点の交通安全の確保には非常に重要な場所でもございまして、また先ほど質問者もおっしゃっていただきましたように、その後、隣接します事業者が廃業をされているという状況もございまして、今後の土地利用が大きく影響することも考えられますことから、早急な対応が求められるというところでもございまして。従いまして、国への働きかけも行いながら町といたしましても当該区間につきましては、用地所有者に対しまして積極的に用地協力を求めまして交差点の安全確保に向けた取り組みを現在行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） いろいろと町としては努力していただいているということをお聞かせいただきました。今、部長の答弁の中で、修理工場さんの事業所を廃業されているということですが、この人のかかわることですので、廃業やなしに私は移転されたと聞いてますので、まだ仕事はされてると思いますので、その点だけまたよろしくをお願いします。

それと、当該区間早期整備のために予算確保に向けた取り組みを国のほうではしていただいているということなんですが、再三にわたり建設水道常任委員会で申しあげています法隆寺参道東詰の交差点から大蓮社までの間、この間についても同時に予算確保にしていだけるように町としては努力をしていただきたい。そのようお願いをしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 失礼いたしました。申しわけございません。事業者を廃業ということで発言させていただきました。今、質問者にご指摘いただいております、移転ということでございますので、申しわけございませんでした。

それと、今申しいただきました大蓮社の前までの間につきましても、国のほうとも協議をしております、国のほうにおかれましては予算要望等の作業も行っているということで聞いておるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 住民の方の安全確保、また世界文化遺産のある当町、斑鳩町へお越しいただく観光客の皆さんの安全を確保するためにも、早期に実現できるように精いっぱい努力を尽くしていただきますよう、強く要望をしておきたいと思います。

それでは2点目の防犯対策についてということでございますが、最近のテレビ報道を見ていますと、大阪の堺市では強盗殺人、またその近隣に住まいされている主婦が行方不明、埼玉県の三郷市ですかね、そこでは女兒が刺されるというような凶悪事件が多数発生しております。その後、今週の月曜日ですか、その女子児童が刺された犯人は16歳の少年が逮捕されておりますが、その後千葉県、東京にあたっては事件または未遂を含み7件のナイフを所持している男性を発見されていると。そういう事件が連鎖をされているような中で、当町においてどのような状況になるのかお尋ねをしておきたいと思いますので、1点目の町内での犯罪件数についてということをお尋ねいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 斑鳩町町内での犯罪件数でございます。平成23年の犯罪認知件数でございますが、西和警察署の調べによりますと11月30日現在で、212件となっております。前年同期では208件でありますので、4件の増となっております。

○議長（嶋田善行君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 前年度208件で、今年度は11月末現在で212件、4件が増となっているという状況でございます。

その犯罪の中の内容についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 犯罪の主な内容でございます。212件のうち、オートバイ、自転車の盗難が54件と最も多く、次に車上部品ねらいが49件、次に住宅への侵入窃盗が11件、事業所等への侵入窃盗が10件、ひったくりが3件となっております。

○議長（嶋田善行君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 犯罪というのは、ここ、犯人にとっては犯罪行為を行いやすい、行いにくいという場所があるかなと思うんですが、その犯罪が212件も発生している、町内で発生しているということなんですが、発生している地域・地区はどのような地区に発生しているのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 犯罪が町内で発生している地域でございますが、212件のうち、斑鳩交番が管轄する区域が84件、次いで法隆寺駅前交番が113件、法隆寺駐在所が15件となっております。また、区域ごとに人口1人当たりの犯罪認知件数を比べますと、斑鳩交番が1万3,151人に対しまして0.64件。また次に法隆寺駅前交番が1万2,700人に対しましては0.89件。法隆寺駐在所が2,779人に対しまして0.54件となっております。法隆寺駅前交番が管轄する区域の犯罪発生率が高い理由といたしましては、法隆寺駅周辺の人口や家屋、商店の密集している通勤や通学などで人の往来が多い地域でございます。自転車の盗難等の犯罪が多いことによるものと考えております。

○議長（嶋田善行君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 発生している地域をお聞かせくださいということなんですが、ご丁寧に発生率まで教えていただきました。人口1人当たりの犯罪件数からその比率を出すというのは、部長ちょっとおかしいと思うんですよね。1軒の家に入られたら1人じゃないですやん。家族全員が被害者やし、家族の物を窃盗されたら家族全員が怒りを感じ、腹立たしさを感じ

るわけで、1人で0.何%とか、安全やいうことを示したいのかわかりませんが、そういう計算には成り立たないと私は思いますが、どうでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） おっしゃるとおりでございますが、ただ、指数といたしまして、こういう出し方をしているものでございまして、その辺でご理解を賜りたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） そのような212件も犯罪が起こっているという中で、町としての対策についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 町としての対策でございます。

まず、主な犯罪のケースでございますが、犯罪認知件数の最も多い「オートバイ、自転車の盗難」では、エンジンキーをつけたままであったり、かぎのかけ忘れ等で、スーパーや住宅、集合住宅等の駐輪場で多く発生をしています。また、「住宅への侵入窃盗」では、窓や勝手口のガラスをやぶっての侵入や、無施錠の窓やドアからの侵入等があり、時間帯にかかわらず発生しております。

これらの犯罪の抑止策でございますが、自転車の盗難等では必ずかぎをかける、複数のかぎをつける、路上や空き地にとめずに駐輪場を利用すること。また、住宅への侵入窃盗では、窓に補助錠の取り付けや、庭に砂利を敷くと、住民自身の犯罪に対する認識を少し高めることで犯罪を抑止することもできる場合がございます。

このようなことから、町の対策といたしましては町民の生活の安全に関し、町民の安全意識の向上と自主的な安全活動を推進するため、「斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する条例」を制定しており、毎年、「身近な犯罪から家庭を守る町民集会」や「安全と安心を守る町民の集い」を開催し、住民の皆様へ地域の安全は住民自身で守ることの必要性について啓発に努めており、また町広報紙では斑鳩交番だよりを掲載をし、最近の犯罪の傾向や対処法の周知を図ってきているところでございます。さらに、また緊急時の対応といたしましては、最近11月に奈良県内で振り込め詐欺の被害が続けて発生をしましたことから、注意喚起を行うため、啓発チラシの全戸配布や広報車による注意喚起を行ったところであります。

またさらには、学校安全ボランティアの皆様や生活安全推進協議会、各地域での自主的な取り組みによる子どもたちの見守り活動とともに、役場職員によります青色防犯パトロールや自転車による安全パトロールも実施をしております、住民と行政の協働により犯罪を抑止する

ための取り組みを行っているところでございます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 町では身近な犯罪から家庭を守る町民集会等々、いろんなそういう防犯につながる集会をしていただいているのは、私も参加をさせていただくこともありますので、努力はしていただいているということはわかりますねんけど、安全は住民自身で守るというても、部長、児童・生徒がおとなが刃物持って襲ってきたら守りようがないというふうには私は思います。その中で、他の地域で件数の多いところには、その道路に、例えば町道にシール的な物で防犯カメラ作動中というシールを貼り、またその電柱なりに防犯カメラを設置して、そこでの犯罪が減少しているというような、実際そういうことも起こっておりますので、その点についてはどのようにお考えになられますか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） ご質問の防犯カメラの設置でございますけども、防犯カメラについては犯罪の抑止と、それから犯罪が起こったときの証拠確保を目的に設置されるもので、警察や自治体が、繁華街や街頭に防犯対策の一環として設置している、設置をされております。この防犯カメラにつきましては、プライバシーの侵害など公的な空間を利用する人々の権利である利益をも損なわれるおそれもありますので、設置についてはまた警察との調整等もあると思われまして、慎重に対応をしていかなければならないというふうに考えております。このことから、防犯カメラにつきましては、先進地の事例等を調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 先進地の調査もして検討をしていただくということで、よろしく願いをしておきたいと思いますが、それを、例えば防犯カメラ、ほんならどこに設置するんだ、ほんなら犯罪が起こっている地域、どこが一番多いんだということからも、統計というたらおかしいですが、この質問の通告させていただいた後に、発生件数、内容、地域等を、警察署、西和警察署に照会をさせていただいたのかなと、私はそのように考えておりますが。今までから町としてはそういう町内での事件発生、把握しておられるのか、おられないのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今までの犯罪につきましては、データの、その翌年でデータを警察からいただいております。その中で把握はしているところでございます。また、集会等

におきましても、警察署長様によります近況、最近の犯罪状況等を直前の犯罪状況等も都度ご説明もいただいておりますし、また生活安全推進協議会の総会におきましても生活安全課長なり署長がお越しになりまして、近況の被害状況、犯罪状況等をお示しをいただいているところをごさいます、その都度、その犯罪状況については把握をしてきたところをごさいます。

○議長（嶋田善行君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 警察署の署長や課長さんの説明の中、総会のあいさつの中等でごあいさつの中にありますが、その斑鳩交番の区域では何件、駅前交番何件、法隆寺駐在所で何件、ということであれば、設置しようと思っても、町が力を入れようと思ってもどこかわかりませんやんか。だから、もうちょっと具体的に、この道路上で、この自治会のこの道路上でとかいう、そこら具体的な地域も認識していただいて今後も。警察は事件が起こらなかつたら動けないというような、いつも住民の方が警察に相談すると、何もされてないでしょうと。何かあってから連絡くださいというような対応ですのでね、やっぱり何かある前に予防というのか防犯対策を町のほうでも力を入れていただきたい、そのように強くお願いをしておきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で3番、中川議員の一般質問は終わりました。

10時30分まで休憩いたします。

（午前10時11分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

続きまして、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 議長の承諾を得ましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。まず、1番目の道路の下水道工事についてですけど、以前から住居とか建っている私道に公共下水道を埋設するのに町のほうで入れていただいておりますけど、私道といいましてもいろいろありますので、どういったときにその私道とか町道とかほかにもいろいろ道路あるんですけど、下水道工事を行われてるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） わたくしみち、私道ですね。わたくしみち、いわゆる私道、わたくしみちなんですけども、町道などのその公道との公共下水道管の埋設工事の違いにつ

いてご質問をさせていただいておりますが、公共下水道の整備につきましては、町道、県道、国道等の道路法に規定されております道路、そして法定外公共物でございます里道及び公共団体が敷地管理者であります場合には、各管理者に専用の申請を行いまして許可を受けて公共下水道施設の整備を進めている状況でございます。

一方、私道の場合には、私道に面しました家屋の水洗化の普及促進を図る目的で、私道における公共下水道敷設に関する取扱要綱によりまして、一定の要件を満たしました場合に公費でもって整備を行っております。

その主な要件といたしましては、汚水排除対象戸数が2戸以上であること。そして、私道の所有権及びその他の権利を有する者全員が公共下水道の敷設を承諾し、かつ敷設後においても維持管理上支障となる制限等を加えないことを承諾していること。そして、私道使用期間は公共下水道としての用途を廃止するまでとし、占有料等は無償であること。そしてわたくしみち、私道の所有権が公共下水道敷設私道敷地について、所有権を譲渡し、または所有権以外の物件その他権利を設定し、もしくは譲渡する場合は、譲渡人その他新たに権利を取得することとなる者に対し、公共下水道敷設に係る権利を承継させる確約を得ること、などの敷設要件がございます。これらの要件が整いました後に、私道の権利者から私道内公共下水道敷設申請書などの書類を提出していただきまして、私道敷使用貸借契約を締結した後に、公共下水道の整備を進めていく状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 私道に入れていただくということなんですけど、この後のメンテナンスというのは町でやっていくということですか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 工事に起因いたします案件につきましては、維持管理はさせていただきますいておりますが、メンテナンスと言いますとどのようなメンテナンスを指しているでしょうか。そのあたりは。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 上のほうであったら舗装のほうになるので、多分、建設課のほうになると思うんですけど。それは私も大体わかってるんですけど、町と自治会とでされるようにちょっと聞いてますねんけど。メンテというのは、下水道管とか入ったときに大きな地震とかその辺のことをメンテしていくのか、また公共ます、いろいろありますので、その中にある管とかそういう面について、その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 公共下水道施設、要するに本管及び取付管、マンホール等の構造物につきましては公共下水道施設として町が管理いたしております。以上です。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） はい、わかりました。それでは、1番目の質問はそれで終わらせていただきます。

次に2番目の質問に移りたいと思います。「騒音について」ということなんですけど、私の地域でちょっと少し最近、早朝より、7時前なんですけど夕方までラジカセを大音量でかけておられる方がおられますので、周りのほうからそういうのに対してやめさせる方法がないのかということをお聞きしまして、一応、町のほうにも連絡をしたということで、町のほうでどういう対策を取ったらいいいのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 質問者のご近所で、早朝より夕方まで大音量でラジカセを流しておられるということで、何かやめさせられる方法とございますか、そういう対応はないのかというご質問でございますけれども、まずこの騒音の関係でございますけれども、この規制に関しましては騒音規制法という法律がございます。この法律につきましては、工場や事業所あるいは建設工事、自動車騒音によるもの、また深夜におけます飲食店経営等や営業等や拡声機によります騒音等を対象とすることとなっております。また、斑鳩町環境保全条例におきましても、第23条で静穏の保持ということで「何人も近隣の静穏を害するような騒音を発生させないよう努めなければならない」というふうに定めておりますけれども、基本的にはこの騒音規制法に定められているほか、通常の事業活動や生活を営むにあたりまして発生する騒音というものを想定をしております。

今、ご質問をいただいております、このラジカセによります騒音ということにつきましては、隣接する家にスピーカーを向けて大音量で鳴らされると。また、その行為者本人が家におられないときでもなっているということから見ましても、通常の生活を営むにあたり発生する騒音というよりは、意図的に発生をさせているのではないかとというふうに思われる音でございます。

そうしたことから、この行為者の近所にお住いの方が、この行為者に対して「もう少し音を小さくしてくれ」ということでお願いをされておりますし、またこの方からご相談を受けて町のほうからもその行為者に対して、「ご近所に迷惑がかかっている」ということで

「やめるように」ということもお願いをしております。また、過去には警察のほうからもそういう注意はされてるといふふうに聞いておりますけれども、まだその行為は続いているということでございますので、今回のこの件につきましては騒音の問題というよりは、むしろその他人への迷惑行為というような要素が強いのではないかとこのように思いますので、この騒音を発生されている根本的原因を取り除くということが問題解決につながるのではないかと思いますので、まずその方も当事者に申し入れはされてますけれども、当事者の話し合いをしていただいて根本的な原因を解決していただくか、もしそれによる解決ができないということになれば最終的には民事手続きにより解決を図っていただくしかないのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） わかりました。それでは、近くにおられる方、かなり迷惑されてる方たくさんおられますので、また町のほうにも相談があると思いますので、そのときは十分聞いていただきたいと思います。それを要望しておきます。

それでは3番目に三代川についてなんですけど、以前私が一般質問させていただいたときに図面の製作とか、その辺をちょっとお聞きしたことがあるんですけど、もう図面のほうはできているのかなと思っているんですけど。三代川の進捗状況、ちょっと近所の方にもいろいろ聞かれますので、どの辺まで進んでおられるのかということと、以前に土地の所有者の件でちょっと言われてましたんですけど、何か、所有権が阿波の何か水利組合か何かの50人か何か言うておられたんですけど、その辺の進捗状況をちょっと教えていただきたいと思っています。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました三代川の河川改修事業の進捗でございます。質問者がおっしゃっていただいておりますように、図面のほうは計画図面の作成も当然されていっているわけでございますけれども。新家地区の改修済み区間から上流部分でございますけれども、踏み切りから南側の所になるわけですが、この区間につきましても地権者の皆様と用地交渉が進められていただいております。しかしながら、この土地や建物の移転を協力をいただくお願いをしている地権者の方々につきましても、この移転先の選定等々いろいろ難しい問題がございまして、なかなか進捗が図れていないといった状況でございます。

また、JRの横断部につきましても河川計画をもとに、横断する構造面及び工法につきま

してJRとも協議を進められているということで聞いておりますけれども、この工事方法等につきましても問題も多くあるといったことから、JRとの協議も長引いているという状況になっております。本町といたしましても郡山土木事務所と調整しながらできるだけ進捗を見られるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

失礼。もう1点、阿波の水利組合のといえますか、阿波の関係の土地の件でございますけれども、これも相続の関係で、すそ野が広がっておりまして権利者も多くあるということでございますけれども、その辺の対応の関係につきましても郡山土木事務所のほうで検討をされているということで聞いております。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） わかりました。ちょっとやそつとで進まないような感じも見受けられましたんですけど。最近のゲリラ豪雨というんですか、予想外というか想定外というか、かなりの雨も降りますので観光に来られた方も今、白い土のう袋積んでますので余りちょっといい景色ではありませんので、できる限り1日も早く県のほうに要望をしていただいて改修を望みたいと思います。

それでは、4番目に同じことに近いんですけど、前も一般質問させてもらいましたけど、中宮寺東のこの前の交差点ですけど、吉岡医院の。そのまた進捗状況を教えていただけますか。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきましたのは、県道天理斑鳩線の国道25号との交差点でございますけれども、この交差点の改良事業も今ご質問者がおっしゃっていただきましたように、以前ご質問をいただいたところ、計画図面作成を急いでいるという報告を申しあげておりました。

基本的な形態案につきましては、作成をされているところでございます。関係機関との調整も今後行いながら、関係者との協議を行っていくということで聞いておりますが、現在のところ具体的な進捗のほうは見てないということでございますので、町といたしましても早急に対応をしていただくように要請をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） もうひとつお聞きしたいんですけど、富雄川から安富橋から福德自動車の区間においてなんですけど。あれの進捗状況もちょっと教えていただけますか。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問をいただきました富雄川安富橋から福德自動車までの区間。これも県の天理斑鳩線でございますが、ここの部分につきましてはこの区間につきましては、残っておりました用地につきまして、このたび、地権者の方と県のほうとの契約の締結がなされまして、一応、すべての土地の買収は済んだということで、このことからこの区間の取得できました用地等につきまして、年内に一部ではございますけれども工事の発注がなされていくというふうに聞いております。町といたしましても、早期に完成していただけるよう、今後とも県と、またあるいは地域の方々とも調整を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 初めの中宮寺前の交差点のやつなんですけど、これはできるだけ早く、火事で焼け出されたといったらおかしいですけど、待っておられる方もおられますので、何年もなりますので早急にさせていただいてほしいと思います。

天理斑鳩線の福德自動車から向こう、広がるということで、ひとついい安全な道ができるんだなということでちょっと安心しました。

それでは、5番目の質問に移りたいと思います。

補償についてと書いておりますけど、いつから始まり、いつ終わるのかということなんです。始まるのは多分、施設とかこの辺ができたときだとは思いますが、終わりがあるのかどうか。また、先日の幸前の道路ですかね、土地の買い付けされて、何か中止になったということなんですけど。立ち会いもどこまでできてたのかは知りませんが、設計のほうもできてたのか、その辺はちょっとわからないんですけど、その辺のほうもちょっとお聞きしたいなと思いますし、これが用地買収されて止まっているということで、事業が進まなくなると大切な税金の無駄遣いかなと思いますし、その辺、町のほう、どう考えておられるのかちょっと教えていただけますか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） まず補償の関係につきまして、いつから始まり、終わりはあるのかというご質問でございますけれども、まずこの関係につきましては質問者もご承知のように、衛生処理施設の設置に伴う補償といたしまして、火葬場、衛生処理場、それから鳩水園、この3つの施設におけます補償がございます。

まず、火葬場についてでございますが、周辺自治会であります東里自治会、それから三井

自治会に対しまして、平成7年に斑鳩町火葬場を新設するにあたり東里自治会と斑鳩町火葬場建設に関する覚書を締結をいたしました。それから、また、三井自治会からも町火葬場建設同意書の提出に伴う補償工事要望書を受けまして、計画的、継続的に要望事項に対応しているところでございます。

次に、衛生処理場についてでございます。衛生処理場継続に関する覚書につきましては、設置当初より周辺自治会であります高安自治会、幸前自治会、高安西団地自治会、高安睦自治会と、10年ごとに撤去を含めた再交渉を行いまして、覚書を更新をしております。最近では平成13年12月に高安自治会、平成14年3月に幸前とそれから高安西団地、それから高安睦の各自治会と覚書を締結をしております。

それから最後に鳩水園でございますけれども、昭和51年5月の鳩水園設置当初より神南自治会、稲葉車瀬自治会と覚書を締結をいたしまして、計画的、継続的に交渉の要望事項に対応している所でございます。

それから補償の終了の時期でございます。まずは衛生処理場につきましては、既にご承知のように平成23年度末で焼却を廃止いたしまして、覚書の更新はいたしませんので、平成24年度以降は新たな補償は行わないということでございますけれども、これまでに出示された要望の中で、地元で取りまとめができておりまして、複数年で計画的に対応している事業につきましては、継続して対応させていただくということでございます。

次に火葬場・鳩水園につきましては、補償終了時期については覚書等には明記はされておられませんけれども、現在の要望事項が完了した後に改めて協議をさせていただくということになります。また鳩水園の稲葉車瀬自治会との覚書につきましては、要望事項をすべて完了しておりまして、新たな補償は行わないということで合意をしております。

いずれにいたしましても、これらの衛生処理施設にかかります補償要望につきましては、ご依頼にもとづく対応はさせていただいてますものの、町の財政の状況あるいは公共性・広域性といった観点から、事業の必要性等を十分精査した上で対応をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、先ほどご質問者もおっしゃってます補償要望によります幸前地区におけます農道の整備事業に伴います用地買収後の事業の未実施の件についてでございます。当該農道整備につきましては、以前より幸前自治会から要望が出されておまして、平成21年度末に用地買収を行いまして、平成22年度で工事をさせていただくという予定でございましたけれども、平成22年度におきまして地元の役員の方が交代をされまして、地元からこの農道整備

事業の中止の要望が出されたということから現在、事業を中断しておるという状況でございます。町といたしましてはその用地買収を終了しておりますことから、事業は進めていきたいというふうに考えておりますが、地元より中止要望が出されている中で現在、事業が進められていないという状況となっております。今後は、地元との協議を進める中で、地元でまとめていただくということになるわけですが、もし取りまとめができないということになれば、最終的にはこの事業を中止せざるを得ないという状況になるのではないかとというふうに考えているところでございます。しかしながら、今後、このような地元に都合によります補償事業の途中中止などの事態が生じないように、事業の着手前に地元と十分協議をいたしまして、地元において関係者の同意も含めた協議をしっかりと取りまとめていただいた上で進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 補償を出すのは、大体、自治会皆承知の上で出されておられると思います。それで町のほうを受けて書類等その辺そろってたら、もちろん買い付けされるのは当然のことと思います。こうやって中止になるということは自治会のほうも結構いろいろあるとは思うんですから、できましたら書類等を出されたら一度こういうことになった自治会に対しては、できたら町も一緒に交えて買い付ける前にちょっとご相談していただけたほうがいいかなと思いますので、その辺またちょっと考えていただけたらと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

続いて5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから一般質問を始めさせていただきます。よろしく願いいたします。まず、税について、不納欠損の考え方についてであります。不納欠損処理をする場合、公平性の確保が重要となると思います。そこで、町税に対する不納欠損処理が毎年行われているが、過去5年間の不納欠損の状況をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 不納欠損処理の過去5年間の実績でございます。

国民健康保険税を除く町税の過去5年間の実績でございますが、年度ごとの実人数と処分金額を申しあげますと、平成18年度は139人で、2,031万2千円。平成19年度は180人で、3,024万9千円。平成20年度は117人で、1,477万4千円。平成21年度は97人で、1,943万1千円。平成22年度は125人で、1,026万4千

円となっております。なお、年度によって不納欠損処分の金額等に変動はございますが、これは、不納欠損処分を行うにあたりましては、個々の事案について十分な調査を行い、その処理を進めておりますことから、各年度により、その対象者及び金額が増減をしているものでございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） では、なぜ不納欠損にしなければならなかったのか、また事情によって個別の対応をとられているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） なぜ不納欠損をしなければならなかったのか、事情によって個別対応をとられているのかということでございますが、歳入の4割を占めます町税の安定的な確保は、本町の施策や事業を実施する上において必要不可欠なものであるとともに、納税の公平性や公正性を確保するという観点からも極めて重要であると考えております。

このことから再三の催告にもかかわらず納税をしていただけない、また誠意のない滞納者に対しましては財産調査を実施し、預金、債権、不動産といった財産の差し押さえや、交付要求等の滞納処分を行うなど厳正かつ公正な滞納整理を進めているところでございます。

しかしながら、現下の厳しい社会経済情勢の中にあつて、現実に納税が困難な方もおられますことから、納税相談において個々の生活状況等を十分に聴き取りをさせていただく中で、分割による納付方法の提示・提案をすることは元より、財産等の調査の結果、担税力が認められないという場合につきましては、関係法令の規定により滞納処分の執行停止を行うなど、適正に対応をしているところでございます。町といたしましては、今後とも、早期に滞納整理に着手をし、新規の滞納者を増加させないなど、引き続き厳正かつ公正な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） お答えのように、今後とも、厳正かつ公正な滞納整理を強く要望いたします。それでは、時効前に不納欠損される場合の町の基準はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 時効前の不納欠損処理の町の基準でございますが、地方税に係ります5年間の消滅時効の前に不納欠損処理する場合の町の基準では、消滅時効前の不納欠損処分については、地方税法第15条の7第4号と地方税法第15条の7第5項に、その処分

の基準となる規定がございます。

まず、地方税法の第15条の7第4号でございます。これは、滞納処分の停止が3年間継続したときに納付・納入の義務が消滅するというものでございます。

具体的には、ひとつとして「滞納処分することができる財産がないとき」、または2つとして「滞納処分することによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」、あるいは「その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき」は、滞納処分の執行を停止し、その後3年間状況が変わらなければ、納付・納入の義務が消滅するというものでございます。執行停止処分を行った者に対しましては、その後も継続して財産調査等を行い、3年間のうちに資産等が判明をしなかった者について不納欠損としているものでございますが、滞納処分の執行停止後3年が時効よりも前に到来をした場合には、時効以前に不納欠損処分をすることとなるものでございます。

次に、地方税法第15条の7第5項の規定のほうでございますが、これは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行停止した場合において、徴収金を徴収することができないことが明らかである場合に、直ちに納付・納入義務を消滅させることができるものであります。

具体的には、「滞納者が死亡し、相続人もいない場合」、「限定承認をした相続人の相続した財産について差し押さえができる財産がない場合」、「滞納している法人が廃業し、事業の再開が見込まれない場合」、「外国人就労者等が滞納をしたまま帰国をしてしまい、将来来日、日本に来る見込みがない場合」等の事案が発生した場合に、この規定により時効を待たずに即時欠損処分を行っているところでございます。

なお、平成22年度、町税の不納欠損事由別の内訳についてでございますが、「地方税法第15条の7第4項の規定によるもの」が、実人数48人で461万5千円。「地方税法第15条の7第5項の規定によるもの」が、22人で75万8千円。消滅時効が到来した「地方税法第18条第1項」によるものが、55人で489万1千円となっております。

これら不納欠損の処分を行うにあたりましては、対象者に関する調査等が非常に重要となりますことから、法の基準に基づき、引き続き適正かつ慎重に処分を進めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 消滅時効前の不納欠損処分には地方税法第15条の7と同条第5項の規定があり、その内容については理解できますが、今のお答えの時効による不納欠損額489万1千円というのは、個々の滞納者との相談をされずに消滅時効の5年が到来したと考え

てよいのですか、少々金額が大きいように思いますが、町の見解をお伺いします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 先ほど申しました平成22年度の町税に係る不納欠損処分のうち、地方税法第18条第1項の規定によるいわゆる消滅時効による不納欠損額は489万1千円と申しあげました。このうち約465万円は財産調査等を行った結果、滞納処分することができる財産がないと地方税法の第15条の7に基づく滞納処分の執行停止中のものとなっております。これらにつきましては、先ほどの答弁の中でもご説明いたしました滞納処分の停止後3年の経過による不納欠損処分、これよりも早く消滅時効が到来したもので不納欠損処分にあたりまして、その金額を消滅時効の地方税法第18条第1項として計上をさせていただくものでございます。

具体的に申しますと、平成17年度の町税について平成20年度以降に滞納処分の執行停止を行った場合には、その状況が変わらなければ3年後の平成23年度以降に不納欠損をすることになりますが、平成17年度の町税の時効はこれよりも前、5年後の平成22年度に到来をすることになりますことから、不納欠損の事由としましては消滅時効となるものでございます。

町といたしましては、町税の安定的な確保はもとより、納税の公平性と公正性を確保するという観点から引き続き正確公正な滞納整理を進めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今の回答から、地方税法第15条の7に基づく滞納処分の執行停止中に消滅時効が到来したため、その分を消滅時効分として計上しただけで、ほとんどの税滞納者に対し、調査及び税納入の交渉が行われていることはわかりました。

今後とも、税の公平性及び公正性を確保して税金を正しく払っている人が不公平感を持つことがないようにお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

国際認証規格のISO14001についてであります。このテーマは、私が4年前の平成19年12月議会で一般質問させていただきました。確か今月が3年に一度の更新を迎えていることでもありますので、ISO14001をどのように運用されているのか、まず過去5年間の費用対効果をお伺いします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ISO14001につきましては、平成14年10月の運用

開始後、ことしで9年目を迎えております。運用を開始する前の平成13年度の電気水道の使用量、使用料金、あるいはガス、ガソリンなどの燃料代、あるいはコピー用紙の使用料を基準にいたしまして、その増減によりまして費用対効果を算出をしております。省エネ諸事業への取り組みによりまして、本庁舎の電気・重油等の使用料に伴います経費はいずれの年もISO導入前の平成13年度を下回っておりまして、過去5年間、平成18年度から平成22年度までの間で約1,120万円の経費が削減できております。

一方、ISO14001の認証を維持するためには毎年1回の外部審査の受審が必要でございます。平成18年度から平成22年度までの過去5年間の運用に関する費用は約290万円であります。なお、その前の平成15年度から平成17年度までの3年間の運用費用が約270万円ということございましたことから、運用費用につきましても最近は大幅に削減ができておるとい状況でございます。

運用経費の削減の主な内容といたしましては、平成19年度以降は、これまで外部講師に委託を行ってございました職員研修を課内で、課の中で講師を決めてお互いのレベルアップを図る研修に切り替えることによりまして、職員研修等に要する費用の削減につながったとともに、課の中で独自にテーマを設けて研修を実施することによりまして、職員一人ひとりが課の中におけます現状問題や課題を把握することができまして、環境の改善に向けてみずからの問題として考える機会となっております。

また、昨年度からは内部監査員を新たに養成するための研修につきましても、外部講師への委託から実際の内部監査に同行しての実践的な研修に切り替えることによりまして、研修費用が不要となりまして、昨年度からのシステム運用に関する費用は、定期審査での年で、年間約40万円、それから更新審査の年で約70万円と、運用経費のさらなる削減を図っているところでございます。

また、毎年すべての部門で実施してございました内部監査につきましても、事務事業に関する目標を設定していない部門につきましては、書類審査と現場審査のみとするなどシステムのスリム化、効率化を進めておりまして、結果として、平成13年度と平成22年度を比較いたしまして、約16%のCO₂削減につながっておりまして、ISO14001運用によりまして費用対効果は現在も維持されているというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 過去5年間で1,120万円の経費が削減できており、運用に関する費用が約290万円であるので、費用対効果は維持しているものであればISO14001

を導入された目的は達成されているということになるわけですね。

それでは、4年前に質問させていただいたときには、平成14年から18年までの5年間で1,330万円の経費の削減でありました。このISO14001の効果は平成14年の取得時に大きくあらわれて、現在は経年による惰性になっていないかをお伺いします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ISO14001には計画を立てて、それから実行をし、それから目標の達成状況をチェックする、あるいは見直すといういわゆるPDCAサイクルを回すことによりまして継続的改善を図っていくということが基本となっております。

当町におきましても毎年、前年度の実施状況をチェックいたしまして改善が図られるよう目標や実施計画を見直すなど、継続的改善が図られるよう努めておりまして、費用対効果の面から見ますと、先ほど答弁させていただきましたように継続した効果が上がっております。

しかしながら、今、ただいま質問者もおっしゃいましたように、経年による惰性、特に職員の意識の持続につきましても、システム運用におきます大きな課題でもございます。このため、当町の場合、毎年1回の課の中でレベルアップ研修の実施、それから毎年1回の外部審査と同様にISOの運用で要求されております内部監査におきまして職員の意識継続を図っております。毎年1回の課内のレベルアップ研修では研修テーマを事務局から指示するという場合もございますけれども、ここ数年は課の中で独自にテーマを設けていただいて、研修を実施しております。課の中で研修テーマを設定することによりまして、職員一人ひとりが課の中におけます現状の課題、あるいは問題点を把握することができまして、環境の改善に向けたみずからの問題として考える機会となっております。

また、内部監査につきましても、通常ひとつの、一般的にはひとつの事業所の中で資格を持つ数名が担当をすることが多いようでもございますけれども、当町の場合、課長級、課長補佐級の全職員を内部監査員に任命をしております。現在40名の職員が内部監査員の資格を有しております。これによりまして監査する側、される側の両方を経験することができますので、システム全般への理解が深めることができるとともに、ほかの課のよい取り組み事例を所属する部署におけるシステム運用に取り入れることができるため、効果的なシステム運用を行うことができます。このように研修、内部監査を通しまして職員の意識を常に高いレベルで維持することによりまして、システムがうまく機能し、先ほど申しあげました費用対効果が生まれているものというふうに考えております。今後もシステム運用が惰性とならないよう、努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 当町の場合、課長級、課長補佐級の全員が内部監査員の資格を有し、レベルアップを図られていることはわかりましたが、平成15年当時と比較すると、行政のISO承認取得件数が半分以下になっているという新聞記事を見たことがあるのですが、当町は更新を取りやめ、今まで得たノウハウで自己管理に切り替えることは今後考えられないかをお伺いします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ISO14001規格では、外部審査による認証によらず規格に適合することを自己宣言するということが認められておりますので、ご質問者がおっしゃいますような外部審査による認証から自己宣言へと移行する自治体もあるのが現状でございます。

自己宣言に移行する理由として大きいのが、外部審査に要する経費の削減であると聞いておりますが、自己宣言する自治体では、住民の方や外部の有識者を内部監査等に参加させるなど、客観性と透明性を持つ対策が講じられておまして、新たな監査システムの構築、そのための人材育成などで費用の負担が発生するということも想定はされます。また、ISO14001と同様に、環境配慮や環境施策に取り組むための仕組みを自治体用につくり、その取り組み内容をチェックするといった基準が環境自治体会議という団体で運用をされておりますが、その維持費用につきましても年間90万円程度の費用がかかるというふうに聞いております。当町の場合、現在のシステム運用経費は外部審査費用のみとなっておりますことから、仮に自己宣言に移行したとしても他の自治体のように大幅な経費の削減は見込めない。あるいは費用面から見ても外部審査をやめて自己宣言するメリットは余りないというふうに考えております。

さらに当町は全国的にもまだ例の少ないごみの焼却埋め立てを限りなくゼロに近づけるゼロ・ウェイストを目指すなど、町全体で地球温暖化の防止をはじめとした地球環境問題の解決に今後さらに力を入れて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

町が目指しておりますゼロ・ウェイストを実現するためには、社会の仕組みそのものを変えていく必要があります。住民・事業者・行政の一体となった取り組みはもちろんのこと、他の自治体、企業、政府への働きかけが不可欠となってまいります。こういった点からも、斑鳩町役場みずからが率先して地球環境問題の解決に取り組むとともに、地球環境の保全と創造への先導的役割を担っていく姿勢を広く内外に示す必要があり、この国際基準に基づく

客観性と透明性を持った I S O 1 4 0 0 1 の外部認証は、町の環境施策に対する前向きな姿勢を強くアピールする手段として今後も必要であるというふうに考えており、今月 2 0 日と 2 1 日に 3 回目の更新審査を受審する予定でございます。

なお、役場本庁舎につきましては、常に他の公共施設の模範的な立場でなければならないというふうに考えておりますので、その取り組みが第三者の認定をいただくことにより他の公共施設の運用も国際規格に基づいた取り組みと同様であることが証されるものと考えておりますので、役場本庁舎以外の公共施設につきましては、外部審査を受審しない、いわゆる自己宣言によります運用といたしまして、現在、上下水道部、それから衛生処理場、最終処分場、生き生きプラザ斑鳩におきましてシステムの自己運用を行っております。

将来的には、役場本庁舎を除く、すべての公共施設におきまして自己運用を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 5 番、伴議員。

○5 番（伴 吉晴君） 当町の場合、I S O に取り組むレベルが高いので、他の自治体のように大幅な経費の削減は見込めないこと、今後取り組むゼロ・ウェイストを目指すにも、I S O の外部認証は必要であるということから、役場本庁舎については I S O 1 4 0 0 1 を継続されるのは、職員の方々の業務の支障にならないようにして、また今後、斑鳩町を取り巻く状況が大きく変化したときなどは、常に柔軟に対応していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、5 番、伴議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

1 3 日は午前 9 時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午前 1 1 時 1 5 分 散会）